

# 公益社団法人福島県栄養士会

## 「“こんな栄養士会をめざしたい♪”を語る会」開催要項

### 1 目 的

「食は生きる基本」であり、管理栄養士・栄養士は、食を通して人々を幸せに導く専門職としての責務がある。

管理栄養士・栄養士が、それぞれの職場や多様な活動の場で、専門職としての責務を果たすとともに、公益社団法人福島県栄養士会会員一人一人が誇りと責任感を持って社会貢献を実現できる会に成長していくことを目的に、“こんな栄養士会をめざしたい”を自由に語る会を開催する。

### 2 実施主体

公益社団法人福島県栄養士会 総務部

### 3 参集者

公益社団法人福島県栄養士会員 20名以内（日栄オンライン回線の上限）

### 4 実施時期

令和2年11月～3月

### 5 実施方法

#### (1) 参加者の募集

国会ホームページ上で、本事業への参加者を募集する。

参加希望者は、別紙申込書に記入の上、令和2年11月9日までに、国会総務部宛てメールする。

#### (2) 参加者の決定

国会総務部は、参加者を決定し、参加の可否について、申込者にメールで通知する。参加者に対しては、オンライン招待状をメールで送信する。

#### (3) 検討会の開催

オンラインによる検討会を開催する。

また、年2回、会長の認めるアドバイザーより助言を受ける機会を設ける。

#### (4) 常務理事会・理事会への報告

国会総務部は、(3)の開催内容について整理し、常務理事会の承認を得て、理事会へ報告する。

なお、理事会においては、次年度より実現の可能性について検討を行う。

## 6 実施内容

本検討会において、下記内容を検討する。

- (1) 公益社団法人福島県栄養士会のめざす姿について
- (2) 公益社団法人福島県栄養士会のめざす姿を支える収入源の確保方策について
- (3) 大規模災害時における栄養・食生活支援活動のあり方について
- (4) その他、定款・規約等の整備について

## 7 経費について

本事業への参加者に対しては、無償とする（報償費・旅費なし）。

ただし、アドバイザーに対する報償費・旅費及び会場使用料が必要な場合は、本会予算から支出する。

## 8 その他

本事業は、本会会員が公益社団法人としての社会貢献の可能性について、楽しく自由に発言し智恵を出し合える場となるとともに、本会が、真に本会定款第3条（目的）の役割を果たすことのできる職能団体に成長することを期待して開催する。